

令和8年5月27日

第 5 回

須崎市農業委員会総会 議事録

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和8年5月27日(水) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
宮田委員 橋田委員 横山委員
堅田委員 大野委員

(推進委員8名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 和田委員 森光委員
谷脇委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 津野委員

5. 出席職員 (事務局2名) 中平局長 徳永次長

6. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取り消し願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

開会宣言	古谷会長 只今から、令和8年第5回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 中平局長 本日は1番 津野委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、議長で指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は6番 森田委員、7番 和田委員にお願いいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取り消し願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取り消し願について 番号1、番号2について議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 説明は終わりましたが、担当委員の方から意見、ご質問等ございますか。
意 見	（意見なし）
審 議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可することとしてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長

	特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消し願については、許可することといたします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1、番号 2、番号 3、番号 4 について議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 それでは補足説明をいたします。議案書 3 ページから 7 ページになります。 申請地の位置については、別紙資料でご確認ください。 1 番について、市内に在住している賃貸人から、市内に在住している賃借人に使用貸借を設定するものです。農業者年金である経営移譲年金の受給を継続するために、親子間での使用貸借となります。賃借人は水稻、きゅうり、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び妻と両親がそれぞれ年間 300 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、水稻、きゅうり、野菜を継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 2 番から 4 番については、隣接している農地 3 筆にハウスが建っており、同一の賃借人が賃借権を設定することから、まとめて補足説明をいたします。 市内に在住している賃貸人から、市内に在住している賃借人に賃借権を設定するものです。賃借人はきゅうりを作る予定であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間 300 日、母が年間 200 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、きゅうりを栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長	古谷会長 ありがとうございました。 4 ページの「使用賃借」を「使用貸借」に訂正していますが、申請人の区分の「賃貸人」「賃借人」の「賃」が不要になりませんか。 後で調べて、修正の必要があれば、修正してください。
事 務 局	徳永次長 はい。わかりました。
議 長	古谷会長 番号 1 から、関係委員のご意見をお願いします。
意 見	2 番 高橋委員 (地番) 3 9 7 1 と 3 9 3 2 - 1 については、登記地目が山林となっているので除いておくべきではないでしょうか。田畑以外は農地法第 3 条では必要のない土地であって、農業委員会で諮る必要のないものではないか。事務局で確認をお願いしたいです。
議 長	古谷会長 (地番) 3 9 7 1 と 3 9 3 2 - 1 については、委員会としては諮る必要のない案件かどうか、事務局で確認することとして構いませんか。
意 見	(意見なし)
議 長	古谷会長 番号 2、番号 3、番号 4 についてご意見をお願いします。
意 見	1 3 番 坂本委員 確認できています。現在、ハウスを建ててキュウリ栽培をされている方が、辞めるということで、新たに賃借人がキュウリを栽培するということで問題ないと考えています。
審 議	古谷会長 農地の有効活用ということで問題ないと担当の委員さんから意見を頂きました。他の委員さんから何かご意見はありませんか。
意 見	(意見なし)

審 議	古谷会長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することといたします。 農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。 （意見なし）
閉会宣言	古谷会長 以上で令和8年第5回農業委員会総会を閉会いたします。 閉会 午後 2時30分 その真正なることを証して署名する。 議 長 古谷武徳 6 番 森田 砂織 7 番 和田 真紀